

# はじまりました 障害者自立支援法

平成18年10月から、障がい者のための福祉サービスが変わります。

## 【主な障がい福祉サービスの種類】〈表1〉

大きく分けて、ホームヘルプサービスやショートステイなど利用者の介護に関する「介護給付」(※1)、機能訓練や生活訓練、就労に向けた訓練などの「訓練等給付」(※2)、小野町が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」(※3)の3種類に分けられます。

これら各種サービスは、身体的、精神的に障がいを持つ方であれば利用できます。

### 【障がい福祉サービスの申請の流れ】〈表2〉

①障がいを持つ方が、日常生活において支援を必要としている場合や、利用したい、利用してみたいサービスがある場合はご相談ください。

②申請を行うと、認定調査員により、申請者の日常生活における心身の状況などについて、106項目による聴き取り調査を行います。この結果をコンピュータに入力することで一次判定が出ます。

③②による一次判定の結果と、主治医の意見書を基に、小野町に設置した障害認定審査会で障害程度区分について判定が出されます。

### 小野町障害認定審査会

身体、知的、精神の各障がいの専門的知識のある方で構成された障がい程度区分決定機関。

### 障害程度区分

障がいの内容や、日常生活における能力などから6段階で示

される区分。これにより、利用できるサービスの種類などが決まります。

④障害認定審査会により決定された障害程度区分の範囲内で、申請者の要望などを聴き取りし、サービスの支給内容を決定します。

⑤受給者証が交付され、サービスを提供する事業所と契約を結び、サービスが開始されます。

○現在、支援費でのサービスを

【サービスの種類】〈表1〉

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴や食事、トイレなどの介護を行います。	介護給付 (※1)
行動援護	知的や精神に障がいがある方が安心して行動したり、外出できるよう支援を行います。	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気や事情により、介護することが出来なくなった場合に一定の間、施設で支援を行います。宿泊も出来ます。	
児童デイサービス	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、食事などの介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。	訓練等給付 (※2)
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、トイレ、食事の介護などを行います。	
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のため必要な訓練を受けます。	
就労移行支援	一般企業などへ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のため必要な訓練を行います。	
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者が数名で共同生活を行い、地域社会での生活の中で必要な知識や能力を学ぶための支援を行います。	地域生活支援事業 (※3)
移動支援	障がいを持つ方が、円滑に外出できるように移動を支援します。	
コミュニケーション支援事業	日常生活におけるコミュニケーションに支障がある方に、意思疎通の仲介を支援する手話通訳者などの派遣を行います。	
地域生活支援センター事業	地域で生活している障がい者・児が通所し、創作的活動や生産活動の機会、社会との交流など地域の実情に応じ事業を実施します。	
その他の事業	その他、地域におけるニーズ等により柔軟な事業を展開できます。	

利用されている方も改めて申請する必要はありません。これらの福祉サービスは、障がいのある方が日常生活において、できる限り障がいを感じずに生活できるように、そして介護する家族の負担が少しでも軽減できるようにするためのものです。

◆問い合わせ  
健康福祉課 ☎721-6934

【支援決定までの流れ】〈表2〉

